

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
76	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものにかかる事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ⑤特定保健指導の対象者把握
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル
検診情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第111項、並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表139項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第141条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 保健福祉部 健康増進課 住所: 栃木県栃木市今泉町2-1-40 電話: 0282-25-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 保健福祉部 健康増進課 住所: 栃木県栃木市今泉町2-1-40 電話: 0282-25-3511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[○] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 大木 富江	健康増進課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	－	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 3.個人上番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第76の項 並びに総務省令第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法)第9条第1項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和2年3月31日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告理療作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康診査等の対象者把握 ②健康診査等の問診票の発送、結果通知の発送 ③特定保健指導の対象者把握 ④健康診査等の受診状況、結果の管理	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものにかかる事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ⑤特定保健指導の対象者把握	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	
令和4年4月1日	Ⅳ リスク対策 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和4年4月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年4月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和4年4月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 一つの時点の計 数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 一つの時点の計 数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 一つの時点の計 数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 一つの時点の計 数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 であって主務省令で定めるものにかかる事務を 行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事 務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診 対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を 送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)に ついて、検診結果の情報を健康管理システムに 入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された 者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を 行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法 による健康診査及びがん検診等の実施に関す る事務において、情報提供ネットワークシステ ムに接続し、各情報保有機関が保有する特定 個人情報について情報連携を行う。 ⑤特定保健指導の対象者把握	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 であって主務省令で定めるものに係る事務を 行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■情報提供に必要な特定個人情報を副本とし て中間サーバーに登録し、情報提供ネットワ ークシステムに接続して特定個人情報の照会と 提供を行う。 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事 務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診 対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を 送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)に ついて、検診結果の情報を健康管理システムに 入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された 者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を 行う。 ④番号法に基づいて、健康増進法による健康 診査及びがん検診等の実施に関する事務にお いて、情報提供ネットワークシステムに接続し 、各情報保有機関が保有する特定個人情報につ	事前	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1 項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成二 十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第 54条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1 項、別表 第111項、 並びに、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表の 主務省令で定める事務を定める命令(平成二 十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号） 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第2条 表139項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第141条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業は ない	-	[○] 人手を介在させる作業はない	事前	
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら れる対策 [] 全項目評価又は重点評価 項目を実施する	-	[○] 全項目評価又は重点評価項目を実施する	事前	